

「消費生活協同組合法施行令」の制定等への意見

[氏名]	在日米国商工会議所 保険小委員会 (担当者) 在日米国商工会議所渉外室 安田美穂
[住所]	〒106-0041 東京都港区麻布台2-4-5 メソニック39MTビル 10階
[電話番号]	(03) 3433-8451
[FAX番号]	(03) 3433-8454
[電子メールアドレス]	myasuda@accj.or.jp
[意見]	<p>今般の消費生活協同組合法施行令の改正については、消費生活協同組合（以下生協）によって運営されている共済の契約者保護の充実を図るものとして歓迎いたします。ACCJは、日本政府は民間保険会社といわゆる制度共済の競争条件同一化を速やかに達成すべきであり、そのためには制度共済はすべて金融庁の監督下に置かれるべきであると考えております。それが実現されるまでの間、今回制定されたルールの実効性を確保するために、厚生労働省がスキルと経験を有した人的リソースを十分に手当てして、金融庁による保険会社の監督・検査と同じ水準で、かつ機動的に対応できる体制を整備されることを要望いたします。</p> <p>・該当箇所</p> <ol style="list-style-type: none">1. <u>兼業規制(第1条)への意見</u>2. <u>共済代理店に関する規定(第2条)への意見</u> <p>・意見内容、理由</p> <ol style="list-style-type: none">1. <u>兼業規制への意見</u> 第1条に定める兼業規制の基準は、保険業法等の水準と照らし合わせると著しく緩やかであると考えられます。他業からのリスク遮断の観点から、より実効性のある基準を要請します。<p>(理由) 原則として保険会社ならびに少額短期保険業者は他業との兼業は認められておりません。ただし、保険業法第2条第1項3号等において、1,000人以下の者を「相手</p>

方」とするものについては、当事者の自治による監督が可能と考えられることや、万一の破綻等の場合に影響の及ぶ範囲が小さいこと等から保険業法の適用除外として、保険業と同様の事業と他業との兼業が可能になります。生協法施行令においても、同様の観点から、他業とのリスク遮断が可能な、保険業法と同程度の実効性がある兼業規制の基準を定める必要があると考えます。こうした措置が、ひいては消費者保護に資するものと考えます。

2. 共済代理店に関する規定への意見

共済の販売は相互扶助の精神に則って、組合員相互に行われるべきものであり、生協共済の非組合員への販売を可能とする共済代理店制度は認められるべきではありません。

また、日本政府が、実質的に不特定多数を対象としている、いわゆる制度共済に対し、民間保険会社よりも有利な競争条件を与えていることは、「サービスの貿易に関する一般協定(GATS)」上の義務に反しており、日本政府は、民間保険会社と制度共済の競争条件同一化を速やかに達成すべきと考えます。従って、日本政府は、生協共済と民間保険会社の競争条件が同一化されるまで、不特定多数の人々への共済販売をさらに容易にし、生協共済の事業拡大につながるような法改正を認めるべきではありません。

ただし、当該生協とその設立の経緯や運営等が極めて密接な関係で、専ら生協組合員に向けて共済商品を提供する共済代理店の場合には、以下の点に留意した実効性のある措置を確保すべきであると考えます。

- ① 共済代理店による非組合員への募集は禁止であることを確認したい。また、潜脱行為を抑止するために、共済と生協組合員への同時加入を防止する措置を図るべき。

(理由)

生協における共済は組合員同士の相互扶助のための制度であり、一般の消費者は、各生協の理念や活動、取扱商品を総合的に評価した上で組合員となります。このことから、共済の募集先はあくまで現在の生協組合員にのみ対象を絞るべきであり、非組合員に対し、共済契約を獲得することを目的とした組合員加入手続きを行わせることは、生協本来の制度の趣旨や特徴に照らし合わせた場合、適切ではありません。従って、共済代理店による非組合員への募集を禁止し、生協組合員への同時加入を防止する措置を図るよう要請します。例えば、共済代理店が使用するパンフレットに共済契約とは別に生協の組合員加入手続きをする欄を設けないことや、共済代理店による非組合員向けの通販（インターネットやチラシなど）を禁止する等の実効性ある措置を図っていただくよう要請します。

- ② 労働金庫の募集対象は、労働金庫の会員である生協の組合員であり、非組合員である労働金庫の預金者は含まれないという解釈で良いか。

(理由)

①の理由に鑑み、労働金庫の募集対象は、労働金庫の会員である生協の組合員であり、非組合員である労働金庫の預金者は含まれないと考えられま

す。

- ③ 今回、共済代理店に指定された労働金庫は金融機関のため、非公開金融情報の保護や優越的地位の濫用の禁止といった保険業法と同様の窓販弊害防止措置を適用すべき。

(理由)

ACCJは窓販の弊害防止措置の緩和を主張する立場にありますが、銀行等保険代理店に対して実際に規則が施行されている以上、公平性の観点から、金融機関である労働金庫にも同様の措置を講ずるべきと考えます。例えば、銀行等に保険募集をさせる際の措置(保険業法施行規則53条3項3号)、非公開情報保護措置(同規則212条2項1号等)、融資先に対する保険募集の制限ならびに協同組織金融機関に関する特例(同規則212条3項1号等)等と同様の弊害防止措置の規定を設けるべきです。

- ④ 共済募集を行うだけで引き受けをしない受託生協は共済代理店とみなされるのか。

(理由)

共済募集を行うだけで引受をしない受託生協についての措置を明確にご説明ください。

- ⑤ 銀行等の取次窓口は今後、どのように取り扱われるのか。

(理由)

現在、募集チャネルのひとつとして、銀行等を取次窓口としてパンフレット等を設置している生協が見られます。そうした取次窓口と共済代理店との境界線が曖昧である上、そもそも取次窓口については、今回の生協法において記載が見られません。取次窓口はどのような位置付けになるのか、ご説明ください。

以上